

令和4年度第2回 豊中市産業振興審議会

議事次第

開催日時：令和5年3月20日（月）10時～11時

開催場所：くらしかん 体験学習室

開催方式：Zoomを使用したオンライン開催方式

[次 第]

1. 会長等の選任について
2. 令和5年度施策について
3. 豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見に係る諮問について
4. その他

【参考資料1】：豊中市産業振興審議会規則

【参考資料2】：豊中市産業振興審議会委員名簿

【参考資料3】：令和5年度事業者向け支援施策一覧
重点エリアの指定について

※諮問書（写） 豊中市チャレンジ事業補助金の審査に対する意見について
（諮問）

資料 1

○豊中市産業振興審議会規則

平成28年4月18日

規則第76号

改正 平成29年1月18日規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市産業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営その他審議会について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、産業振興についての重要事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の商工業の団体の代表
- (3) 市民

3 前項第3号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前条第2項第3号の委員を除き、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の事務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

資料 1

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市活力部産業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に招集される審議会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定されるまでの審議会の議長は、市長が行う。

附 則 (平成29年1月18日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 2

豊中市産業振興審議会委員名簿（50音順）

No.	委員名	現在の任期	所 属	区 分
1	あずま じゅんこ 東 純子	令和4年（2022年）6月～令和6年（2024年）年5月	公益財団法人 大阪産業局 チーフコンサルタント	学識経験を有する者
2	いば ひろし 井波 洋	令和5年（2023年）2月～令和6年（2024年）年5月	豊中商工会議所 副会頭	地域経済の団体の代表
3	うめむら ひとし 梅村 仁	令和4年（2022年）7月～令和6年（2024年）年6月	大阪経済大学経済学部 教授	学識経験を有する者
4	かが あつこ 加賀 有津子	令和4年（2022年）6月～令和6年（2024年）年5月	大阪大学大学院工学研究科 教授	学識経験を有する者
5	きた こういち 喜多 孝一	令和4年（2022年）6月～令和6年（2024年）年5月		公募市民
6	きたむら わたる 北村 亘	令和4年（2022年）6月～令和6年（2024年）年5月	大阪大学大学院法学研究科 教授	学識経験を有する者
7	やまわき ともひろ 山脇 智博	令和4年（2022年）6月～令和6年（2024年）年5月	日本政策金融公庫 十三支店長	学識経験を有する者
8	わだ さとこ 和田 聡子	令和4年（2022年）7月～令和6年（2024年）年6月	大阪学院大学経済学部 教授	学識経験を有する者

●令和5年度（予算額）

事業名		事業概要	予算案
売上アップ応援金	継続	新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓、売上アップに取り組む事業者グループにそれらの経費を補助 補助上限額：20万円 団体の場合は40万円	1千800万円
ITコンシェルジュ派遣事業	継続	市内事業者のITに関する様々な課題を解決するため、豊中商工会議所と連携し、ITコンシェルジュを派遣 1回あたり、3万円を補助	720万円
IT化促進補助金	継続	ITコンシェルジュ派遣事業でITコンシェルジュから提案されたIT機器・ソフトウェアの導入やホームページの活用により課題解決に取り組む市内事業者にそれらの経費を補助 補助上限額：10万円	600万円
展示会等出展支援補助金	継続	市内中小企業者の販路開拓支援のため、展示会等の出展費用を補助 補助上限額：15万円	300万円
BCP策定支援事業	継続	豊中商工会議所との連携のもと、市内事業者のBCP（事業継続計画）策定を支援	50万円
商品高付加価値化応援金	継続	生産性・付加価値の向上につなげるためのブランド戦略の策定やパッケージ、PR動画の制作等に取り組む市内事業者にそれらの経費を補助 補助上限額：30万円	900万円
ものづくり人材育成支援補助金	継続	市内事業者がポリテクセンター関西またはポリテクセンター兵庫で、事業者の課題に合わせた専門的な技能・技術を習得するための各種研修・セミナー等を受講した場合にその受講料を補助 補助上限額：10万円	50万円

●令和5年度（予算額）

事業名	事業概要	予算案
チャレンジ事業補助金	<p>拡充</p> <p>市内事業者の新商品開発・新サービスの開発等の新たな事業展開のための取り組みや地域課題解決に向けたコミュニティビジネスにかかる経費を補助。 令和5年度より、創業5年未満の事業者を対象に補助率を2/3に拡充するスタートアップ支援コースを追加する。</p> <p>補助上限額：200万円 ※上乗せ補助項目あり</p>	1千550万円
人材確保促進補助金	<p>新規</p> <p>女性や高齢者、障害者や外国人といった多様な人材や、副業人材などを確保するために必要な経費を補助。 補助上限額10万円</p> <p>多様な人材確保のために必要な職場環境改善に資する施設整備費については、チャレンジ事業補助金の上乗せ補助対象経費として補助。 補助上限額：100万円（予算額はチャレンジ事業補助金予算に内包）</p>	700万円
信用保証料助成	<p>継続</p> <p>「大阪府小規模資金」または「セーフティネット保証制度（1～6号及び6項）」、伴走支援型特別保証制度及び新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金並びに新型コロナウイルス感染症対応緊急資金並びに「災害関係保証」に係る事業資金の借入に伴い支払われた信用保証料の1年分を助成。 助成上限額：2万5千円（大阪府小規模資金の場合は上限なし）</p>	260万円
日本政策金融公庫 国民生活事業利子補給金	<p>継続</p> <p>日本政策金融公庫の一般貸付（普通貸付）・新企業育成貸付・企業活力強化貸付の借入に伴い、支払われた利子の一部（当初借入額のうち200万円までにかかる利率1%相当分。百円未満切り捨て。）を3年間補助。</p>	240万円
デジタル地域ポイント事業	<p>拡充</p> <p>市内消費喚起のため、市内店舗で利用できるデジタル地域ポイント「マチカネポイント」を発行。現金チャージ機能を追加する。 現金チャージ（上限：5万円）に対し、5%のプレミアムポイントを付与。行政ポイントの発行も含め総額29億7千万円の地域通貨を発行予定</p>	3億463万円

重点エリアを拡大しました！！

豊中市は、良好な住宅都市として知られるとともに、府内有数の産業集積都市として市内の西部と南部に「準工業地域」と「工業地域」が広がっており、製造業を中心とした事業所が多く集まっています。

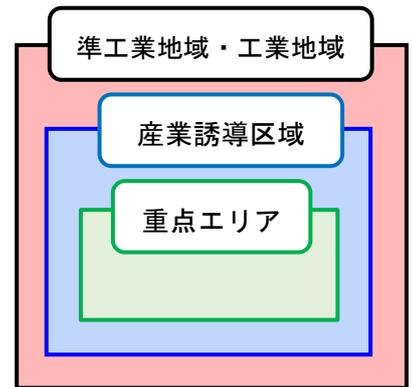
一方、この地域には住宅も多く、騒音や振動をめぐって住宅と事業所のトラブルが発生するケースもあります。このようなトラブルを未然に防止するとともに住宅と事業所が共存・共生するための施策として、令和5年（2023年）4月1日に、既存の区域に加え、産業誘導区域※1内の一部で新たに「重点エリア（工業保全地区）」を追加しました。

※1 事業所の安定的な操業環境を維持・形成するとともに住工混在問題を防止するための区域

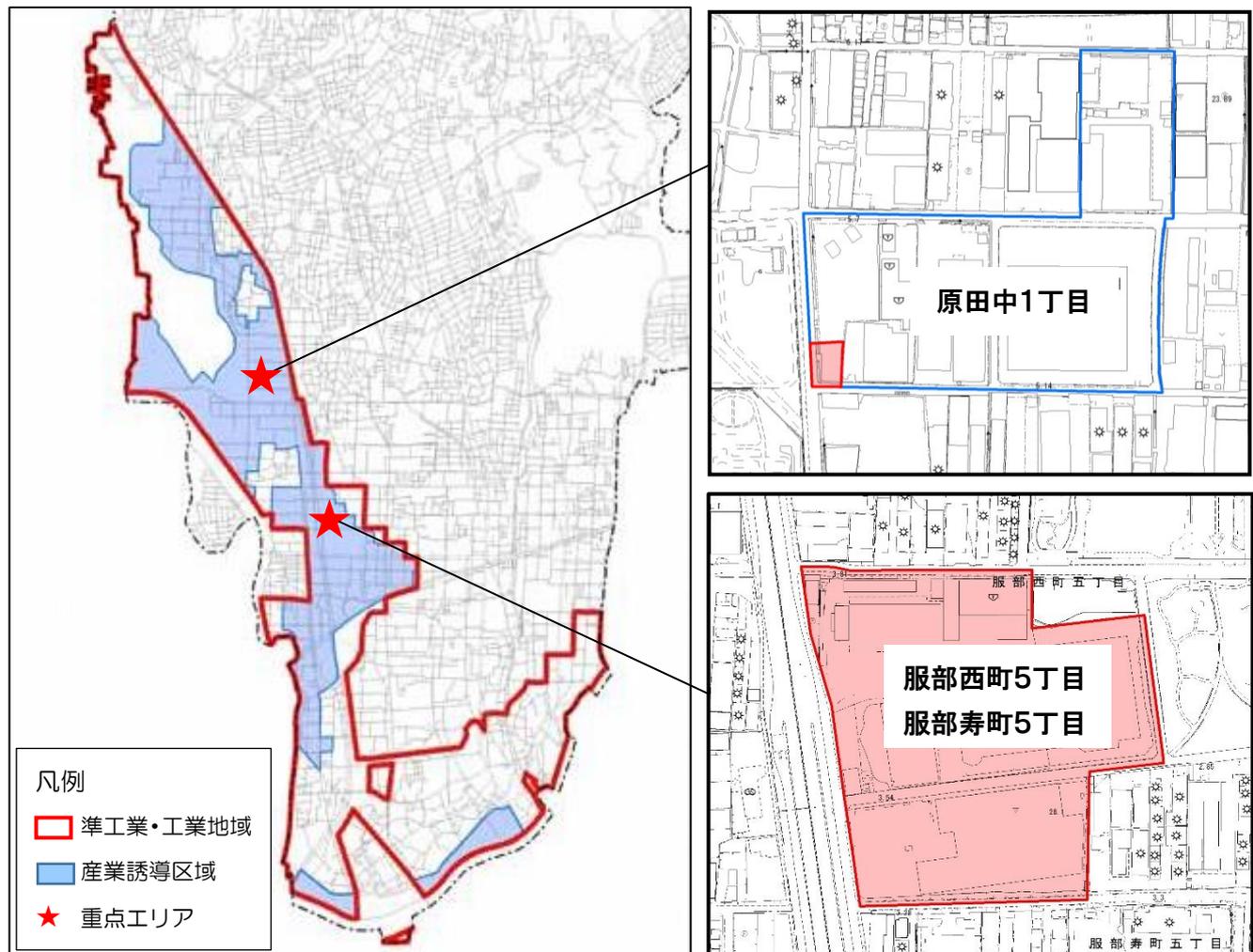
▶ 重点エリアとは？

重点エリアとは、平成30年（2018年）1月に策定した「企業立地促進計画」に基づき、**操業環境の維持・形成を最優先し、支援制度と条例による住宅等※2の土地利用規制により、事業所の集積を誘導し、産業振興を図る区域**です。

※2 住宅（兼用住宅含む）、共同住宅、寄宿舍又は下宿、老人ホーム、福祉ホーム
その他これらに類するもの



▶ 重点エリア位置図



▶各種支援制度

事業者への支援制度

《企業立地促進奨励金》

事業者^{※3}の新規立地に対する支援制度

	準工業地域 工業地域	産業誘導区域	重点エリア
奨励率	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【50%】×5年度分	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【75%】×5年度分	土地・建物・償却資産に係る 固定資産税相当額の 【100%】×5年度分
上限	1億円/年		

地権者等への支援制度

《産業利用補助金》（産業誘導区域（重点エリア含む）のみ）

事業者^{※3}の立地に協力する者に対する支援制度

	区分	産業誘導区域 （重点エリア除く）	重点エリア
補助率	①土地の売却	売買契約金額の 【3%】×1回	売買契約金額の 【6%】×1回
	②土地の賃貸	対象外	土地の固定資産税相当額の 【100%】×5年度分
	③貸工場等の建築	建築費用の 【3%】×1回	建築費用の 【6%】×1回
上限		500万円	1000万円 （①②は合算で1000万円）

※3 製造業・卸売業・道路貨物運送業（かつ、倉庫業、冷蔵倉庫業、梱包業を併せて行うものに限る）を営む者をいう

★上記以外にも要件がございますので、詳細は下記連絡先までお問合せください。

お問い合わせ先

豊中市都市活力部産業振興課 TEL：06-6858-2199（直通） FAX：06-4865-2058